

日本国厚生労働省及び米国労働省間の労働分野における協力に関する覚書

日本国厚生労働省（MHLW）及び米国労働省（USDOL）（以下「当事者」と総称する。）間の対話及び協力の価値を認識し、MHLWとUSDOLは以下の活動において協力することとする。

パラグラフ 1

全体目的

両当事者は、生活水準の向上、広く共有された繁栄の維持、労働者の権利の保護並びに労働力開発及び効果的な社会的保護の機会と課題への取組といった労働問題に関する協力促進という目的を共有する。

パラグラフ 2

協力分野

両当事者は、以下の分野について協力していく。ただし、これらに限定されない。

- 見習い制やその他の形態による労働者の能力開発の促進を通じた技能ギャップの解消
- 仕事の未来のための労働市場政策及びプログラムの強化
- 女性の労働力参加促進
- 労働市場ニーズ及び高齢労働者の雇用機会に関する調査
- 労働監督及び取締りの改善
- 労働安全衛生の促進
- 労働市場情報及び統計の充実
- 国際労働基準の向上及び第三国におけるインフォーマルな雇用や児童労働、強制労働といった労働問題への対処

パラグラフ 3

協力形態

協力形態は相互の相談と取決めにより決定され、以下を含み得るがこれらに限定されない。

- 成果を挙げた労働関連プログラム及び取組に関する情報の交換
- 各種政策が雇用、賃金及び所得分配に及ぼす影響についての情報及び分析の交換

- 共通の関心事項についての対話、共同セミナー、ワークショップ、ビデオ会議及び会談への参加
- 労働関連研究における双方及びその他利害関係者との調整及び連携
- 第三国での技術支援における調整

パラグラフ 4

各当事者は連絡先（POC）を指定することとする。POCは当事者間の情報及び活動に関する主要調整者を務める。

パラグラフ 5

適切であると認められる場合、双方の取決めにより、両当事者は労働者、使用者、非政府組織及び国際組織の代表者に参加を呼びかけることができる。

パラグラフ 6

本覚書に含まれるいかなる内容も各当事者がプログラムの実施及び権限の行使にあたり望ましいと考える方法で行動する権利を限定するものではない。本覚書に含まれるいかなる内容も両当事者に資金支出の義務を生じさせるものではない。両当事者は、本覚書の実施に係る各々の費用を負担するものとする。相互の取決めにより、協力活動を支えるため他の資金調達源を追求することができる。

パラグラフ 7

本覚書は国際約束を構成するものではなく、また、国際法又は国内法に基づき両当事者の間に拘束力のある義務を創出するものでもない。

本覚書は、署名の日から開始し、本覚書の下での協力は、5年間続くものとし、5年間延長され得る。本覚書は、一方が、本覚書の終了を希望する日の6箇月前までにその旨の通知を相手方に書面により行うことで終了することができる。

日本語と英語で2通作成され2018年5月4日ワシントンD. C. において署名された。

日本国厚生労働省のために

米国労働省のために

加藤 勝信

R. アレクサンダー・アユスタ